

一 般 会 計

## 議案第 5 3 号

### 平成 3 1 年度常総市一般会計予算

平成 3 1 年度常総市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2 , 5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 提出

常 総 市 長 神 達 岳 志

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		9,520,066
	1 市 民 税	4,349,437
	2 固 定 資 産 税	4,457,478
	3 軽 自 動 車 税	197,101
	4 市 町 村 た ば こ 税	515,788
	5 都 市 計 画 税	262
2 地 方 譲 与 税		321,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	91,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	230,000
3 利 子 割 交 付 金		8,800
	1 利 子 割 交 付 金	8,800
4 配 当 割 交 付 金		31,000
	1 配 当 割 交 付 金	31,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		28,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,220,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,220,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		32,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	32,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		22,500
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	22,500
9 環 境 性 能 割 交 付 金		22,500

款	項	金 額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	22,500
10 地 方 特 例 交 付 金		30,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,000
11 地 方 交 付 税		3,450,000
	1 地 方 交 付 税	3,450,000
12 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		8,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	8,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		289,194
	1 負 担 金	289,194
14 使 用 料 及 び 手 数 料		205,909
	1 使 用 料	160,487
	2 手 数 料	45,422
15 国 庫 支 出 金		2,572,252
	1 国 庫 負 担 金	2,234,253
	2 国 庫 補 助 金	322,629
	3 委 託 金	15,370
16 県 支 出 金		1,594,934
	1 県 負 担 金	901,732
	2 県 補 助 金	544,765
	3 委 託 金	148,437
17 財 産 収 入		37,020
	1 財 産 運 用 収 入	31,970

款	項	金額
	2 財 産 売 払 収 入	5,050
18 寄 附 金		50,000
	1 寄 附 金	50,000
19 繰 入 金		354,000
	1 基 金 繰 入 金	354,000
20 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
21 諸 収 入		537,325
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	15,001
	2 市 預 金 利 子	24
	3 貸 付 金 元 利 収 入	23,737
	4 受 託 事 業 収 入	53,451
	5 雑 入	445,112
22 市 債		2,065,500
	1 市 債	2,065,500
歳 入	合 計	22,500,000

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		237,512
	1 議 会 費	237,512
2 総 務 費		2,670,247
	1 総 務 管 理 費	2,016,207
	2 徴 税 費	387,086
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	143,796
	4 選 挙 費	73,534
	5 統 計 調 査 費	22,070
	6 監 査 委 員 費	27,554
3 民 生 費		8,117,290
	1 社 会 福 祉 費	4,479,160
	2 児 童 福 祉 費	2,881,079
	3 生 活 保 護 費	741,141
	4 災 害 救 助 費	15,910
4 衛 生 費		1,309,949
	1 保 健 衛 生 費	485,086
	2 清 掃 費	824,863
5 労 働 費		10,247
	1 労 働 費	10,247
6 農 林 水 産 業 費		807,929
	1 農 業 費	807,929
7 商 工 費		205,502

款	項	金額
	1 商 工 費	205,502
8 土 木 費		2,613,990
	1 土 木 管 理 費	145,515
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,387,342
	3 河 川 費	13,136
	4 都 市 計 画 費	1,015,114
	5 住 宅 費	52,883
9 消 防 費		1,198,860
	1 消 防 費	1,198,860
10 教 育 費		2,303,536
	1 教 育 総 務 費	308,049
	2 小 学 校 費	279,627
	3 中 学 校 費	149,140
	4 幼 稚 園 費	186,522
	5 社 会 教 育 費	308,056
	6 保 健 体 育 費	1,072,142
11 公 債 費		2,994,938
	1 公 債 費	2,994,938
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	22,500,000



第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
包括施設管理業務委託料	平成31年度から平成36年度まで	691,600
放課後児童クラブの指定管理者指定管理料	平成31年度から平成34年度まで	414,000
社会体育施設の指定管理者指定管理料	平成31年度から平成36年度まで	488,890

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育室増築事業	32,100	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場 合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政 の都合により繰上償還又は低利債に借換えすることがで きる。
災害援護資金	3,500			
農業農村整備事業	6,200			
災害関連事業	1,600			
道路新設改良事業	804,100			
道路橋りょう維持事業	83,200			
市営住宅改修事業	19,600			
消防ポンプ自動車整備事業	30,400			
消防団詰所整備事業	24,700			
社会体育施設空調整備事業	190,100			
臨時財政対策債	870,000			

# 国民健康保険特別会計

議案第 5 4 号

平成 3 1 年度常総市国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度常総市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 9 4 0, 9 9 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,477,825
	1 国民健康保険税	1,477,825
2 使用料及び手数料		1,500
	1 手 数 料	1,500
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		4,910,700
	1 県補助金	4,910,699
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
6 繰入金		507,884
	1 他会計繰入金	507,884
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		33,077
	1 延滞金, 加算金及び過料	16,203
	2 貸付金元利収入	6,364
	3 雑収入	10,510
歳 入 合 計		6,940,993

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		96,226
	1 総 務 管 理 費	53,767
	2 徴 税 費	41,625
	3 運 営 協 議 会 費	328
	4 趣 旨 普 及 費	506
2 保 険 給 付 費		4,738,268
	1 療 養 諸 費	4,134,991
	2 高 額 療 養 費	556,056
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	42,021
	5 葬 祭 諸 費	5,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,022,330
	1 医 療 給 付 費 分	1,368,494
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	473,809
	3 介 護 納 付 金 分	180,027
4 共 同 事 業 拠 出 金		10
	1 共 同 事 業 拠 出 金	10
5 保 健 事 業 費		65,367
	1 保 健 事 業 費	32,024
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	33,343
6 基 金 積 立 金		6
	1 基 金 積 立 金	6

款	項	金額
7 公 債 費	1 公 債 費	21
8 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 2 指 定 公 費 支 出 金 3 貸 付 金	13,765 7,101 300 6,364
9 予 備 費	1 予 備 費	5,000 5,000
歳 出 合 計		6,940,993

# 後期高齢者医療特別会計

議案第 55 号

平成 31 年度常総市後期高齢者医療特別会計予算

平成 31 年度常総市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 299, 958 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

常総市長 神達 岳志



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		457,060
	1 後期高齢者医療保険料	457,060
2 使用料及び手数料		120
	1 手 数 料	120
3 繰 入 金		832,751
	1 一 般 会 計 繰 入 金	832,751
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		9,027
	1 延滞金, 加算金及び過料	102
	2 受託事業収入	5,614
	3 雑 入	3,311
歳 入 合 計		1,299,958

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		8,181
	1 総 務 管 理 費	5,369
	2 徴 収 費	2,812
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,280,754
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,280,754
3 保 健 事 業 費		9,312
	1 健 康 保 持 増 進 事 業	9,312
4 諸 支 出 金		711
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	711
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,299,958

# 介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 5 6 号

平成 3 1 年度常総市介護保険特別会計予算

平成 3 1 年度常総市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 1 4 8, 0 7 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 保 險 料			1,176,449
	1 介 護 保 險 料		1,176,449
2 使 用 料 及 び 手 数 料			100
	1 手 数 料		100
3 国 庫 支 出 金			1,159,636
	1 国 庫 負 担 金		875,186
	2 国 庫 補 助 金		284,450
4 支 払 基 金 交 付 金			1,321,915
	1 支 払 基 金 交 付 金		1,321,915
5 県 支 出 金			724,125
	1 県 負 担 金		703,324
	2 県 補 助 金		20,801
6 財 産 収 入			62
	1 財 産 運 用 収 入		62
7 繰 入 金			755,404
	1 一 般 会 計 繰 入 金		755,404
8 繰 越 金			10,000
	1 繰 越 金		10,000
9 諸 収 入			382
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		3
	2 貸 付 金 元 利 収 入		300
	3 雑 入		79

款	項	金 額
歲 入	合 計	5,148,073

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		141,556
	1 総 務 管 理 費	113,798
	2 徴 収 費	3,280
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	24,270
	4 運 営 協 議 会 費	208
2 保 険 給 付 費		4,856,950
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,444,820
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	53,059
	3 そ の 他 諸 費	3,831
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	100,025
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	15,005
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	240,210
3 地 域 支 援 事 業 費		121,766
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	31,175
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	7,726
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	82,714
	4 そ の 他 諸 費	151
4 基 金 積 立 金		24,000
	1 基 金 積 立 金	24,000
5 諸 支 出 金		801
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	801

款	項	金 額
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歲 出	合 計	5,148,073



# 介護サービス事業特別会計

議案第 57 号

平成 31 年度常総市介護サービス事業特別会計予算

平成 31 年度常総市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,878 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 サービス収入		10,378
	1 予防給付費収入	10,378
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		10,878

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		486
	1 総務管理費	486
2 事業費		10,092
	1 居宅介護支援事業費	10,092
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		10,878

# 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計

議案第 5 8 号

平成 3 1 年度常総市公共下水道事業特別会計予算

平成 3 1 年度常総市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 5 8, 5 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 負 担 金			40,314
	1 負 担 金		40,314
2 使 用 料 及 び 手 数 料			223,207
	1 使 用 料		222,898
	2 手 数 料		309
3 国 庫 支 出 金			498,740
	1 国 庫 補 助 金		498,740
4 繰 入 金			569,493
	1 一 般 会 計 繰 入 金		569,493
5 繰 越 金			1,000
	1 繰 越 金		1,000
6 諸 収 入			3
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 雑 入		1
7 市 債			925,800
	1 市 債		925,800
歳 入	合 計		2,258,557

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 公共下水道事業費		1,650,699
	1 公共下水道事業費	1,650,699
2 公債費		606,358
	1 公債費	606,358
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		2,258,557

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	ストックマネジメント 計画策定業務委託料	132,440	平成31年度	74,480
				平成32年度	57,960

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	793,600	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	12,400			
資本費平準化債	110,900			
公営企業会計適用債	8,900			



# 大生郷特定公共下水道事業特別会計

議案第 59 号

平成 31 年度常総市大生郷特定公共下水道事業特別会計予算

平成 31 年度常総市の大生郷特定公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,720 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			1
	1 負 担 金		1
2 使 用 料 及 び 手 数 料			59,426
	1 使 用 料		59,424
	2 手 数 料		2
3 国 庫 支 出 金			15,805
	1 国 庫 補 助 金		15,805
4 繰 入 金			53,274
	1 繰 入 金		53,274
5 繰 越 金			500
	1 繰 越 金		500
6 諸 収 入			14
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 雑 入		12
7 市 債			2,700
	1 市 債		2,700
歳 入	合 計		131,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 特定公共下水道事業費		101,885
	1 特定公共下水道事業費	101,885
2 公 債 費		28,835
	1 公 債 費	28,835
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		131,720

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 特定公共 下水道事業費	1 特定公共 下水道事業費	ストックマネジメント 計画策定業務委託料	46,020	平成31年度	31,610
				平成32年度	14,410

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	2,700	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

# 農業集落排水事業特別会計

議案第60号

平成31年度常総市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度常総市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神達 岳志

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		71,945
	1 使用料	71,945
2 国庫支出金		6,000
	1 国庫補助金	6,000
3 繰入金		186,105
	1 一般会計繰入金	186,105
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑収入	1
6 市債		5,800
	1 市債	5,800
歳入	合計	270,852



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		110,771
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	110,771
2 公 債 費		159,081
	1 公 債 費	159,081
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		270,852

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	5,800	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

水 道 事 業 会 計

議案第61号

平成31年度常総市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度常総市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水戸数	19,920 戸		
2	年間総給水量	5,434,995 m <sup>3</sup>		
3	一日平均給水量	14,850 m <sup>3</sup>		
4	主要な建設改良事業	配水管布設工事等	事業費	118,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入

第1款	水道事業収益	1,624,607 千円
第1項	営業収益	1,402,808 千円
第2項	営業外収益	221,799 千円

支出

第1款	水道事業費用	1,543,502 千円
第1項	営業費用	1,413,726 千円
第2項	営業外費用	125,776 千円
第3項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額417,157千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収入

第1款	資本的収入	94,400千円
第1項	負担金	5,100千円
第2項	企業債	89,300千円

支出

第1款	資本的支出	511,557千円
第1項	建設改良費	127,649千円
第2項	企業債償還金	380,908千円
第3項	予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	89,300	普通貸借 又は 証券発行	以内 2.0%	起債年度から据え置き期間を含め40年以内に償還する。ただし、企業財政の都合により、償還年度を短縮し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 72,211 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年2月27日 提出

常総市長 神達 岳志